

函館市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第37号

函館市公民館条例の一部を改正する条例

函館市公民館条例（昭和48年函館市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第7条の2 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第7条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

第9条から第11条までを次のように改める。

第9条から第11条まで 削除

第13条を削り、第14条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（損害の賠償）

第14条 使用者は、公民館の使用により、建物または附属設備等を破損、汚損または滅失したときは、委員会の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。

第16条第1項中「地方自治法」の後ろに「（昭和22年法律第67

号)」を、「指定管理者」の後ろに「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加える。

別表中「第9条関係」を「第7条の2関係」に、

「

利 用 料 金

」を

「

使 用 料

」に改め、同表備考第

1項中「利用料金」を「使用料」に、「支払わなければならない」を「徴収する」に改め、同表備考第2項中「利用料金」を「使用料」に、「5割」を「2分の1」に、「支払わなければならない」を「徴収する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の2、第7条の3および別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用に限る。）について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用を除く。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の使用に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するものをいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る使用（暖房の使用を除く。以下同じ。）については、当該当初許可に係る利用料金を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第7条の2第1項および別表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第9

条第2項および別表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第9条から第11条までおよび別表の規定が適用される利用料金とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第9条から第11条までおよび別表の規定が適用される利用料金とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第7条の2、第7条の3および別表の規定が適用される使用料とみなす。